

別冊

〔議案第 15 号 寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則等の一部を改正する規則について〕

寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則の一部改正)

第1条 寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則(平成18年寝屋川市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中、「に所要の事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。」を「を提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、使用の許可の申請をしなければならない。」に改め、同条第2項中「10人以上の者で組織する団体が使用する場合」を「団体が使用する場合(以下「団体使用」という。)」に改め、「体育施設使用日までの期間」、「又は9人以下の者で組織する団体」及び「必要があると」を削り、同条第3項を削る。

第6条を次のように改める。

(団体使用に係る体育施設使用許可を受ける者の決定)

第6条 教育委員会は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の教育委員会が定める時刻までに行われた団体使用に係る体育施設使用許可の申請(以下「定期申請」という。)が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした団体のうち競合する申請がないものについては、当該月において当該申請に係る団体を体育施設使用許可を受ける者として決定するものとする。

第8条第1項中、「提出し」の次に「、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をし」に改める。

第9条第1項中、「に所要の事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない」を「を提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、使用の許可の申請をしなければならない」に改め、同条第2項中「から多目的室使用日までの期間に」を「の属する月の初

日から」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(多目的室使用許可を受ける者の決定等)

第 10 条 第 6 条及び第 7 条の規定は、多目的室使用許可を受ける者の決定及び多目的室使用許可書の交付等について準用する。この場合において、第 6 条中「団体使用に係る体育施設使用許可」とあるのは「多目的室使用許可」と「団体」とあるのは「者」と第 7 条第 1 項及び第 3 項中「体育施設使用許可書」とあるのは、「多目的室使用許可書」と、同項中「前条」とあるのは「第 10 条の規定による準用する第 6 条」と読み替える。

第 11 条第 1 項中「提出し」の次に「、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請し」に改める。

第 15 条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改める。

(寝屋川市立エスポアール条例施行規則の一部改正)

第 2 条 寝屋川市立エスポアール条例施行規則(平成 20 年寝屋川市教育委員会規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「利用しようとする日の 8 週間前から利用する時まで」を削り、「により」を「を提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項の申請」を「第 1 項に規定する申請書の提出」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する申請は、エスポアールを利用しようとする日の属する月の 2 か月前の月(以下「受付開始月」という。)の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、当該期間前においても申請することができる。

第 6 条を次のように改める。

(利用許可を受ける者の決定等)

第 6 条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の 14 日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請(以下「定期申請」という。)が競合する場合には、特別な事情があるときを除き、受付開始月の 15

日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした者のうちから利用許可を受ける者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受ける者として決定するものとする。

2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立エスポアール利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。

4 第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者が定める日時までに、エスポアールにおいて利用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。

第7条中「提出し」の次に「、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をし」を加える。

第8条中「しなければならない」を「し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用許可の取消しの申出をしなければならない」

(寝屋川市立地域交流センター条例施行規則の一部改正)

第3条 寝屋川市立地域交流センター条例施行規則(平成22年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「により」を「を提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して」に改め、同条第2項中「15日」を「初日」に改める。

第6条を次のように改める。

(利用許可を受ける者の決定等)

第6条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請（以下「定期申請」という。）

が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした者のうちから利用許可を受ける者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受けるものとして決定するものとする。

- 2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立地域交流センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。
- 3 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。
- 4 第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者が定める日時までに、センターにおいて利用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。

第8条第1項中「添えて」の次に「提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をし」に、「に申請しなければならない」を「の許可を受けなければならない」に改め、同条第2項中「第6条」を「第6条第3項」に改める。

第9条中「しなければならない」を「し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用許可の取消しの申出をしなければならない」に改める。

（寝屋川市立学び館条例施行規則の一部改正）

第4条 寝屋川市立学び館条例施行規則（平成27年寝屋川市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「利用しようとする日の8週間前から利用する時まで」を削り、「により」を「を提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の申請」を「第1項に規定する申請書の提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請は、学び館を利用しようとする日の属する月の2か月前の月（以下「受付開始月」という。）の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間前においても申請することができる。

第11条を次のように改める。

(利用許可を受ける者の決定等)

第11条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした者のうちから利用巨漢を受ける者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受ける者として決定するものとする。

2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立学び館利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。

4 第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者が定める日時までに、学び館において利用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。

第12条中「提出し」の次に「、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をし」を加える。

第13条中「しなければならない」を「し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用許可の取消しの申出をしなければならない」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則、寝屋川市立エスポアール条例施行規則、寝屋川市立地域交流センター条例施行規則及び寝屋川市立学び館条例施行規則の規定は、令和元年7月1日以後の日における施設の使用又は利用に係る申請又は許可について適用し、同日前の施設の使用又は利用に係る申請又は許可については、なお従前の例による。

寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則等の一部改正

No. 1

1 寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則（第1条関係）

改正案	現行
<p>(体育施設使用許可の申請)</p> <p>第5条 貸出施設のうち体育施設に係る条例第4条第1項本文に規定する使用の許可（以下「体育施設使用許可」という。）を受けようとする者は、体育施設使用許可申請書を提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、<u>使用の許可の申請をしなければならぬ。</u></p> <p>2 前項に規定する申請（以下「体育施設使用申請」という。）は、<u>団体が使用する場合（以下「団体使用」という。）にあつては体育施設を使用しようとする日（以下「体育施設使用日」という。）の2か月前の日の属する月（以下「受付開始月」という。）の初日から</u>、個人  <u>が使用する場合には体育施設使用日に受け付けるものとする。ただし、教育委員会が</u> 認  <u>めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(体育施設使用許可の申請)</p> <p>第5条 貸出施設のうち体育施設に係る条例第4条第1項本文に規定する使用の許可（以下「体育施設使用許可」という。）を受けようとする者は、<u>体育施設使用許可申請書に所要の事項を記載し、教育委員会に提出しなければならぬ。</u></p> <p>2 前項に規定する申請（以下「体育施設使用申請」という。）は、<u>10人以上の者で組織する団体が使用する場合には</u>体育施設を使用しようとする日（以下「体育施設使用日」という。）の2か月前の日の属する月（以下「受付開始月」という。）の初日から<u>体育施設使用日までの期間に、個人又は9人以下の者で組織する団体が使用する場合には体育施設使用日に受け付けるものとする。ただし、教育委員会が必要がある</u>と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 受付開始月の14日の教育委員会が定める時刻までに行われた体育施設使用申請（団体が使用する場合に限る。）は、当該申請が競合する場合には、特別の事情があるときを除き、同時になされたものとみなす。</p>



改正案	現行
<p>(団体使用に係る体育施設使用許可を受ける者の決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の教育委員会が定める時刻までに行われた団体使用に係る体育施設使用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合は、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした団体のうち競合する申請がないものについては、当該月において当該申請に係る団体を体育施設使用許可を受ける者として決定するものとする。</p> <p>(体育施設使用許可書の交付等)</p> <p>第7条</p> <p>3 前条の規定による許可を受ける者が、<u>教育委員会が定める日時までに、センターにおいて体育施設使用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。</u></p> <p>(体育施設使用許可の変更)</p> <p>第8条 体育施設使用許可を受けた者は、当該許可を受けた事項の変更の許可（以下「体育施設変更許可」という。）を受けようとするときは、体育施設使用許可変更申請書に体育施設使用許可書を添えて教育委員会に提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>(体育施設使用許可を行う者の決定等)</p> <p>第6条 前条第3項に規定する場合（同項に規定する特別の事情があるときを除く。）には、<u>教育委員会は、受付開始月の15日の教育委員会が定める時刻に、公開抽選によって、体育施設使用許可を行う者を決定する。</u></p> <p>(体育施設使用許可書の交付等)</p> <p>第7条</p> <p>3 前条第1項の規定による許可を受ける者が、<u>同条第2項の教育委員会が定める日時までに、センターにおいて体育施設使用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。</u></p> <p>(体育施設使用許可の変更)</p> <p>第8条 体育施設使用許可を受けた者は、当該許可を受けた事項の変更の許可（以下「体育施設変更許可」という。）を受けようとするときは、<u>体育施設使用許可変更申請書に体育施設使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p>

## 改正案

## 現行

(多目的室に係る使用許可の申請等)  
 第9条 貸出施設のうち多目的室に係る条例第4条第1項本文に規定する使用の許可(以下「多目的室使用許可」という。)を受けようとする者は、多目的室使用許可申請書を提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、使用の許可の申請をしなければならない。

2 前項に規定する申請(以下「多目的室使用申請」という。)は、多目的室を使用しようとする日(以下「多目的室使用日」という。)の2か月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(多目的室使用許可を受ける者の決定等)

第10条 第6条及び第7条の規定は、多目的室使用許可を受けようとする者の決定及び多目的室使用許可書の交付等について準用する。この場合において、第6条中「団体使用に係る体育施設使用許可」とあるのは「多目的室使用許可」と「団体」とあるのは「者」と第7条第1項及び第3項中「体育施設使用許可書」とあるのは、「多目的室使用許可書」と、同項中「前条」とあるのは「第10条の規定による準用する第6条」と読み替える。

(多目的室に係る使用許可の申請等)

第9条 貸出施設のうち多目的室に係る条例第4条第1項本文に規定する使用の許可(以下「多目的室使用許可」という。)を受けようとする者は、多目的室使用許可申請書に所要の事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請(以下「多目的室使用申請」という。)は、多目的室を使用しようとする日(以下「多目的室使用日」という。)の2か月前の日から多目的室使用日までの期間に受け付けるものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(多目的室使用許可書の交付等)

第10条 教育委員会は、多目的室使用許可を行うことを決定したときは多目的室使用許可書を、多目的室使用許可を行わないことを決定したときは多目的室使用不許可書を理由を明記して、当該申請を行った者に交付する。

改正案	現行
<p>(多目的室使用許可の変更)            第11条 多目的室使用許可を受けた者は、当該許可を受けた事項の変更の許可(以下「多目的室変更許可」という。)を受けようとするときは、多目的室使用許可変更申請書に多目的室使用許可書を添えて教育委員会に提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をしなければならない。</p> <p>(使用料__の免除)            第15条</p>	<p>(多目的室使用許可の変更)            第11条 多目的室使用許可を受けた者は、当該許可を受けた事項の変更の許可(以下「多目的室変更許可」という。)を受けようとするときは、多目的室使用許可変更申請書に多目的室使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料等の免除)            第15条</p>

改正案	現行
<p>(利用許可の申請)            第5条 条例第14条第1項に規定するエスポアールの利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、<u>寝屋川市立エスポアール利用許可申請書を提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、</u>指定管理者に申請しなければならない。</p>	<p>(利用許可の申請)            第5条 条例第14条第1項に規定するエスポアールの利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、<u>利用しようとする日の8週間前から利用する時までに寝屋川市立エスポアール利用許可申請書により</u>指定管理者に申請しなければならない。ただし、<u>教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間外においても申請することができる。</u></p>

改正案	現行
<p>2 前項に規定する申請は、エスポアールを利用しようとする日の属する月の2か月前の月（以下「受付開始月」という。）の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間前においても申請することができる。</p> <p>3 第1項に規定する申請書の提出は、条例第13条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）に規定する休日にあつては、午後5時30分まで）に行なわなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき、この限りではない。</p> <p>（利用許可を受ける者の決定等）</p> <p>第6条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合には、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合するものとし、定期申請のうち競合する申請を受取る者として決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受ける者として決定するものとする。</p>	<p>2 前項の申請は、条例第13条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）にあっては、午後5時30分まで）に行なわなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき、この限りではない。</p> <p>（利用許可）</p> <p>第6条 前条第1項の規定による申請があつた場合には、指定管理者は、これを審査し、適当と認めるときは寝屋川市立エスポアール利用許可書（以下「利用許可書」という。）を申請者に交付し、適当と認めなかつたときはその理由を記載した寝屋川市立エスポアール利用不許可通知書により申請者に通知する。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立エスポータル利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者が定める日時までに、エスポータルにおいて利用許可書の交付を受けなかつたときは、当該申請を取り下げたものとみなす。</u></p> <p>(利用の変更)</p> <p>第7条 <u>利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに寝屋川市立エスポータル利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をし、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(利用の変更)</p> <p>第7条 <u>利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに寝屋川市立エスポータル利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、</u></p> <p>_____、指定管理者の許可を受けなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第8条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、<u>寝屋川市立エスポアール利用取消申出書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用許可の取消しの申出をしなければならぬ。</u></p>	<p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第8条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、<u>寝屋川市立エスポアール利用取消申出書に利用許可書を添えて提出しなければならぬ。</u></p>

### 3 寝屋川市立地域交流センター条例施行規則（第3条関係）

改正案	現行
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第5条 条例第13条第1項に規定するセンターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>寝屋川市立地域交流センター利用許可申請書を提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、指定管理者に利用許可の申請を行わなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する申請は、センターを利用しようとする日の属する月の6か月前（ホール及びホールの初日から受け付けるも室の利用にあつては、1年前）の月の初日から受け付けるものとす。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間前においても申請することができる。</p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第5条 条例第13条第1項に規定するセンターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>寝屋川市立地域交流センター利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する申請は、センターを利用しようとする日の属する月の6か月前（ホール及びホールの初日から受け付けるも室の利用にあつては、1年前）の月の15日から受け付けるものとす。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間前においても申請することができる。</p>

改正案	現行
<p>(利用許可を受ける者の決定等)</p> <p>第6条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請(以下「定期申請」という。)が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした者のうちから利用許可を受けられる者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受けられるものとして決定するものとする。</p> <p>2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、<u>寝屋川市立地域交流センター利用許可書(以下「利用許可書」という。)</u>を当該申請を行った者に交付するものとする。</p> <p>3 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による利用許可を受けられる者が指定管理者が定める日時までに、センターにおいて利用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。</p> <p>(利用の変更)</p> <p>第8条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、<u>寝屋川市立地域交流センター利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(利用許可)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による申請があつた場合には、指定管理者は、これを審査し、<u>適当と認めるときは寝屋川市立地域交流センター利用許可書(以下「利用許可書」という。)</u>を申請者に交付し、<u>適当と認めなかつたときはその理由を記載した寝屋川市立地域交流センター利用不許可通知書により申請者に通知する。</u></p> <p>(利用の変更)</p> <p>第8条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、<u>寝屋川市立地域交流センター利用変更申請書に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>2 第6条第3項の規定は、変更許可をしない場合について準用する。</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第9条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは寝屋川市立地域交流センター利用取消申出書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、<u>利用許可の取消しの申出をしなければならない。</u></p>	<p>2 第6条の規定は、変更許可をしない場合について準用する。</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第9条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは寝屋川市立地域交流センター利用取消申出書に利用許可書を添えて提出しなければならない。</p>

## 4 寝屋川市立学び館条例施行規則(第4条関係)

改正案	現行
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第10条 条例第13条第1項に規定する学び館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(自習室又は図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、<u>寝屋川市立学び館利用許可申請書を提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、指定管理者に申請しなければならない。</u></p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第10条 条例第13条第1項に規定する学び館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(自習室又は図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、<u>利用しようとする日の8週間前から利用する時までに寝屋川市立学び館利用許可申請書により</u> <u>寝屋川市立学び館利用許可申請書を提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、指定管理者に申請しなければならない。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間外においても申請することができる。</u></p>



改正案	現行
<p>2 前項に規定する申請は、学び館を利用しようとする日の属する月の2か月前の月（以下「受付開始月」という。）の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間前においても申請することができる。</p> <p>3 第1項に規定する申請書の提出は、条例第12条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午後5時30分まで）に行なわなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき、この限りではない。</p> <p>（利用許可を受ける者の決定等）</p> <p>第11条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした者のうちから利用許可を受けようとする者として、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受けようとする者として決定するものとする。</p>	<p>2 前項の申請は、条例第12条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午後5時30分まで）に行なわなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき、この限りではない。</p> <p>（利用許可）</p> <p>第11条 前条第1項の規定による申請があつた場合には、指定管理者は、これを審査し、適当と認めるときは寝屋川市立学び館利用許可書（以下「利用許可書」という。）を申請者に交付し、適当と認めなかつたときはその理由を記載した寝屋川市立学び館利用不許可通知書により申請者に通知する。</p>

改正案	現行
<p>2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、<u>屋川市立学び館利用許可書（以下「利用許可書」という。）</u>を当該申請を行った者に交付するものとする。</p> <p>3 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、<u>書面による通知を行わない</u>。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、<u>速やかにこれを交付するものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者が定める日時までに、学び館において利用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。</u></p> <p>(利用の変更) 第12条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに<u>屋川市立学び館利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をし、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(利用の変更) 第12条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに<u>屋川市立学び館利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、</u> _____<u>、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>(利用許可の取消しの申出)            第13条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、<u>寝屋川市立学び館利用取消申出書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用して、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用許可の取消しの申出をしなければならぬ。</u></p>	<p>(利用許可の取消しの申出)            第13条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、<u>寝屋川市立学び館利用取消申出書に利用許可書を添えて提出しなければならぬ。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則、寝屋川市立エスポール条例施行規則、寝屋川市立地域交流センター条例施行規則及び寝屋川市立学び館条例施行規則の規定は、令和元年7月1日以後の日における施設の使用又は利用に係る申請又は許可については、同日前の施設の使用又は利用に係る申請又は許可については、なお従前の例による。